

【「Tasting試験（官能評価試験）」分析規定】

一般社団法人日本オリーブオイルソムリエ協会

本規定は、一般社団法人日本オリーブオイルソムリエ協会（以下「協会」という）が、第三者の求めによりオリーブオイルの Tasting 試験（官能評価試験）分析を行う際の詳細に関して定める。

第1条（分析依頼の受付）

協会は、オリーブオイルの分析を希望する第三者（以下「分析依頼者」という）の求めに応じて、本規定に定める要領で分析依頼者が提出したオリーブオイル（以下「試料検体」という）について官能評価試験（以下「試験」という）を行い、その結果を分析試験成績書（以下「成績書」という）として分析依頼者に交付する。

第2条（分析依頼者と試料検体との関係）

協会が受け付ける試料検体は、原則として分析依頼者自らが所有し、日本における販売権の全権を保有するものであって、本試験の目的のみのために協会に提出されたものに限る。但し、この場合であっても、かかる試料検体との比較検討のために、かかる分析依頼者が同時に他の試料検体を提出した場合には、試験に応じることがある。また、分析依頼者が消費者個人であって、分析依頼者自らが試料検体を所有し、試験結果を自らの学術ないしは評価の目的のために使用する場合に限り、試験に応じるものとする。

第3条（分析依頼者の資格）

分析依頼者は、法人及び個人の別を問わない。但し、協会と同様または類似の分析試験を行う法人、個人または団体からの分析依頼は、原則としてこれを受け付けない。

第4条（試料検体）

分析依頼者は、試験に先立ち以下の基準に該当する試料検体を協会に提出するものとする。

- ・ 「エキストラヴァージンオリーブオイル」表記のあるもので、香気を添加したものを除く。
- ・ JAS 法に基づく品質表示が明記されているものであること。輸入品の場合で、日本未発売商品の場合は、製造者名、製造国、製造年月日または賞味期限、内容量の表示が確認できるものに限るものとする。
- ・ 賞味期限到来前であること。または製造年月日から 24 ヶ月以内であること。
- ・ 未開封であること。
- ・ 容量は 100 グラム以上であること。50ml ないしは 50 グラム以下の商品の場合は、合計して 100 グラム以上となるように複数点提出すること。
- ・ その他、試料検体の状況に、食品衛生法に抵触する事由がないこと。

なお、試験のために供された試料検体は、分析依頼者に返却せず、協会にて試験実施後 30 日間保管ののち廃棄する。

第5条（試験料金）

分析依頼者は、試験料金を試験に先立って支払うものとする。試験料金は、1 試料検体の試験あたり、30,000 円（消費税別）とする。なお、試験開始後、いかなる理由があっても試験料金は返還しない。

第6条（試験方法）

試験は、協会が任意に選考した協会認定オリーブオイルソムリエまたはこれと同等の資質を有するもの（以下「試験鑑定士」という）4 名以上によるブラインドによる官能評価により行う。試験項目は、国際オリーブ協会所定の評価項目に準拠した協会独自の評価表（テイスティングスケール）に基づき各試験鑑定士が評価を行い、その平均点と評点を、試験成績書（以下「成績書」という）に記載して分析依頼者にこれを交付する。なお、協会はいかなる理由においても、当該試験の試験鑑定士の氏名を第三者に公開せず、また分析依頼者により特定の試験鑑定士の指定も受け付けない。

第7条（試験成績書）

協会は、試験終了後すみやかにその結果を試験成績書としてまとめ分析依頼者に交付する。試験成績書は正本一部を分析依頼者に交付するとともに、その副本を協会にて試験後 3 年間保管するものとする。試験成績書の再発行は、当該副本の保管期間内に限り受け付ける。この場合の試験成績書再発行手数料は、2,000 円（消費税別）とする。

第8条（試験成績書の開示制限）

分析依頼者が、協会から交付された試験成績書を第三者に開示、掲載、もしくはその他の手段によって公表する場合には、かならず事前に協会の承諾を受けるものとする。また、原則として、分析依頼者自らが日本における販売権の全権を保持する商品以外の試験結果の公表開示は、いかなる理由があってもこれを認めない。これらに違反し、協会が損害を蒙った場合には、分析依頼者に対して協会がかかる損害を求償することができるものとする。

第9条（協会の免責事項）

協会は、分析依頼者の求めにより本試験のサービスを提供するものであり、本試験は協会が随意に試料検体を収集して行ったりこれを公表したりするものではない。協会は、過去において及び将来にわたり、任意に、または分析依頼者の承諾を受けずに試験結果を公表することはない。ただし、協会が主催する品評会もしくはコンテスト等の場合はこの限りではない。

また、協会が行う本試験は、協会が認定する試験鑑定士による官能評価を基礎としており、その評価及び試験結果はいかなる点においても絶対的なものではなくかつ不変のものではないことを分析依頼者が承諾するものとする。したがって、本試験結果により分析依頼者がその営業上またはその他において経済上の損失を蒙ったとしても、一切の補償に関して協会は免責である。

第10条（協会の守秘義務）

協会は、分析依頼者が本試験の依頼を行った事実につき、秘密情報としてこれを保持するものとする。また、試験成績書の内容についても、分析依頼者の承諾無くこれを公表しない。

第11条（規定の適用）

本規定は、平成 23 年 8 月 1 日に制定され、即日効力を有するものとする。また、協会が必要に応じて本規定を改訂する。なお、分析依頼者が別途協会指定の「分析依頼書」を協会に提出し、試験の依頼を行った時点で、分析依頼者は本規定に承諾をしたものとみなす。

以 上